

○小平市子ども・子育て審議会の会議の公開に関する規則

平成 25 年  
規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小平市子ども・子育て審議会条例(平成 25 年条例第 17 号)第 8 条の規定に基づき、小平市子ども・子育て審議会の会議(以下「会議」という。)の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、当該審議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 25 年 6 月 27 日・平成 25 年規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。